

平成 18 年 11 月 8 日  
教育研究評議会承認  
平成 26 年 11 月 12 日  
一部改正

## 鳥取大学の学術研究に係る行動規範

学術研究は、真理を探究する研究者の知的好奇心や高い志・熱意によって遂行されているものであり、その成果は人類の進歩や社会の発展に広く貢献している。

研究者の主體的な判断に基づく研究活動は、社会からの信頼と負託を前提としており、研究者に対する学問の自由の下に社会の負託に応える重要な責務を有しているものであり、研究者が自らの行動を厳正に律する倫理規範が求められている。

このような基本認識の下に、「知と実践の融合」を教育・研究の理念とする鳥取大学は、研究活動の健全な発展を願い、ここに「鳥取大学の学術研究に係る行動規範」を定めるものである。

鳥取大学の学術研究に携わる全ての者は、法令を遵守することはもとより、この行動規範を共通の指針として遵守するものである。

### 1. 研究者の責任

研究者は、自ら生み出す専門知識や技術の質を担保する責任を有し、更に自らの専門知識、技術、経験を活かして、社会の安全と安寧、人類の健康と福祉、そして環境の保全に対する責任を有することを自覚する。

### 2. 研究者の行動

研究者は、学術研究の自律性が社会からの信頼と負託の上に成り立つことを自覚し、常に正直、誠実に判断し、行動する。また、学術研究によって生み出される知の正確さや正当性を、科学的かつ客観的に示す最善の努力をすると共に、研究者コミュニティ、特に自らの専門領域におけるピアレビュー（総合評価・監査）に積極的に関与する。

### 3. 自己の研鑽

研究者は自らの専門知識・能力・技術の維持向上に努めると共に、科学技術と社会・自然環境の関係を広い視野から理解できるように弛まず努力し、常に最善の判断と姿勢を示す。

### 4. 説明と公開

研究者は、自ら携わる研究の意義と役割を公開して積極的に説明し、それらが人間、社会、環境に及ぼし得る影響や起こり得る変化を推定評価し、その結果を中立性・客観性をもって公表すると共に、社会との建設的な対話を築くように努める。

### 5. 研究活動

研究者は、自らの研究の立案・計画・申請・実施・報告などの過程において、本規範に基づいて誠実に行動し、研究・調査データの記録保存や厳正な取扱いを徹底し、自らねつ造、改ざん、盗用などの不正行為（故意又は研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことによるもの。）を行わないだけでなく、不正行為が起こらない研究環境の整備に努める。

6. 法令の遵守

研究者は、研究の実施、研究費の使用等にあたっては、法令や関係規則を遵守する。

7. 研究対象などの保護

研究者は、研究の対象（動物などを含む）や研究協力者に対しては法令や関係規則を遵守し、かつ福利に配慮し、これを保護する。

8. 他者との適正な関係

研究者は、研究において権威を無批判に受け入れることを排し、他者の成果を建設的に批判すると同時に、他者の批判には謙虚に耳を傾け、真摯な態度で意見を交えると共に、他者の知的成果などの業績を正当に評価し、名誉や知的財産権を尊重する。

9. 差別の排除

研究者は、研究者としての研究・教育・学会活動において、人種、性、地位、思想・宗教などによって個人を差別せず、公平に対応して、個人の自由と人格を尊重する。

10. 利益相反の深刻な事態の回避

研究者は、自らの行動において利益相反に十分に注意を払い、そのような深刻な事態を回避する。自らの研究成果の社会還元や専門知識に基づく見解の呈示においては、利益に対して公益を優先させる。

11. 研究環境の確立

研究者は、責任ある研究を行うことのできる公正な環境の確立・維持も自らの重要な責務であることを自覚し、研究者コミュニティ及び自らの所属組織の研究環境の質的向上に関する取組に積極的に参加する。